

改修引戸装置事件 控訴審判決 — 「ほぼ同じ高さ」の意義について争われ、 原判決が取り消された事案—

知財高判平成30年5月24日（平成29年（ワ）第10033号、同10063号）
（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

室谷法律事務所
知的財産法研究会
弁護士 室谷 和彦

第1 概要

1 事案

本件は、その名称を「引戸装置の改修方法及び改修引戸装置」とする特許権（本件特許権）を有するXらが、Yの製造、譲渡する改修引戸装置である被告各装置は、本件特許権の特許請求の範囲請求項4に係る発明（本件発明）の技術的範囲に属すると主張して、Yに対し、被告各装置の製造・譲渡の差止め等を求めるとともに、Xら各自に対し、出願公開中の補償金、不法行為に基づく損害賠償金、及び遅延損害金の支払いを求めた事案である。

2 本件特許権

特許番号	4839108号
発明の名称	引戸装置の改修方法及び改修引戸装置
出願番号	特願2006-74123
出願日	平成18年3月17日
分割の表示	特願2003-62183の分割 ¹
原出願日	平成15年3月7日
公開番号	特開2006-152802

1 原出願（特願2003-62183）の当初明細書（特開2003-328645）においては、請求項1は、改修用下枠、改修用上枠、改修用堅枠による支持と、堅枠用保持部材、上枠用保持部による連結に注目しており、改修用下枠の取付方法については、特定されていない。また、請求項2は、シール材に関するものであり、請求項3は、水抜き孔に関するものである。

公開日 平成18年6月15日
登録日 平成23年10月7日

3 本件発明

本件特許の特許請求の範囲請求項4(本件発明)を構成要件に分説すると、次のとおりである。

A 建物の開口部に残存した既設引戸枠は、アルミニウム合金の押出し型材から成る既設上枠、アルミニウム合金の押出し型材から成り室内側案内レールと室外側案内レールを備えた既設下枠、アルミニウム合金の押出し型材から成る既設縦枠を有し、前記既設下枠の室外側案内レールは付け根付近から切断して撤去され、

B その既設下枠の室内寄りに取付け補助部材を設け、その取付け補助部材が既設下枠の底壁の最も室内側の端部に連なる背後壁の立面にビスで固着して取付けてあり、

C この既設引戸枠内に、アルミニウム合金の押出し型材から成る改修用上枠、アルミニウム合金の押出し型材から成り室外から室内に向かって上方へ段差を成して傾斜し、室外寄りが低く、室内寄りが室外寄りよりも高い底壁を備えた改修用下枠、アルミニウム合金の押出し型材から成る改修用縦枠を有する改修用引戸枠が挿入され、

D この改修用引戸枠の改修用下枠の室外寄りが、スペーサを介して既設下枠の室外寄りに接して支持されると共に、前記改修用下枠の室内寄りが、前記取付け補助部材で支持され、

E 前記背後壁の上端と改修用下枠の上端がほぼ同じ高さであり、

F 前記改修用下枠の前壁が、ビスによって既設下枠の前壁に固定されている

G ことを特徴とする改修引戸装置。